

事務所だより1月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488



あけましておめでとうございます

旧年中は、大変お世話になりました。皆様のご期待に応えられるよう、より一層の努力を重ねてまいります。引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

今年は、昭和100年ですが、阪神淡路大震災から30年でもあります。私は当時サラリーマンで兵庫県にはおらず、1月17日に福岡支店から熊本営業所に異動となりました。今でも覚えています。不思議と朝早く目が覚めて、普段は見ないテレビを点けました。俄かに信じられない映像で、「映画か?」と思ったくらいです。この30年『復興したか?』と言うと、新しく作った建物も古くなり、少子高齢化もあって、逆に寂しくなったように感じます。復興を目指すのではなく、時代に合った新しい姿を目指さないといけないのかもしれない。

さて、皆様の今年の目標は何ですか? 私は、兵庫県で開催される『全日本シニアソフトテニス選手権大会』の1回戦突破です。シニアの大会なので、50歳以上の選手が5歳刻みで年齢別にダブルスで戦います。全日本と名の付く大会が地元開催。しかも、予選ナシ! つまり誰でもエントリーできる!! (^_^;)。『全日本』なので強者も参加しています。『蛇に睨まれた蛙』とならないように頑張って1回戦を突破したいと思います(練習はいつするのか...)

では、事務所だより1月号をお送りします。この1年『鬼が出るか蛇が出るか』、何が出て私としては『竜頭蛇尾』とならないように頑張りたいと思います。

流石に冬です。寒くなり、インフルエンザも流行しているようです。皆様、くれぐれもご自愛ください。



☆ お知らせ (2025年1月の税務)

期限	項目
1月10日	▶ 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月20日	▶ 納期特例の適用者の前年7月～12月分の源泉所得税の納付
1月31日	▶ 支払調書の提出
	▶ 固定資産税の償却資産に関する申告
	▶ 11月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 5月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 給与支払報告書の提出
	▶ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 (本年最初の給与支払日の前日)
	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第4期分) (1月中において市町村の条例で定める日)

☆ 確定申告の準備のお願い

売上・仕入・必要経費等まとめてください。副業、不動産の譲渡、保険の満期なども確定申告が必要です。それぞれ書類をご準備下さい。

- ・ 10月以降既に届いている「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」
- ・ 年末や1月終わりに届く「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「国民健康保険や介護保険の年間支払通知(市役所等から送付されます)」
- ・ 1月から12月末に支払った「医療費の領収書」

など、ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

☆ 金利上昇に耐えられないのは誰?

物価上昇が止まりません。しかし、物価をつかさどる日銀の動きは鈍いままで。日銀は現下のインフレが「好循環のインフレ」ではないことを静観の理由に挙げていますが、私は、日

銀は動きたくても動けないのではないかと思っています。というのは、日本経済は長い間の低金利政策に浸りすぎてしまい、金利上昇に耐えられない体質になっているからです。それは以下の3つの経済主体で顕著です。

(1) 国

第一に挙げられるのは、いうまでもなく、国家財政です。ここ数十年、政府は歳出の不足財源を主として国債発行に頼ってきました。その結果、国債発行残高は増加しましたが、利払費は低下ないしは横ばい傾向を維持してきました。日銀が異次元の金融緩和政策により、国債を大量に購入し、低金利政策をとってきたからです。

普通国債の残高は1,000兆円を超えています。平均利回りは単純計算で0.8%程度です。もし、金利が1%でも上がれば、残高が巨額だけに影響は大きなものになります。1%利率が上がれば、利息がいくらになるか…。なんと約10兆円です！金利上昇がすぐに1%分がその年の利払費に跳ね返るわけではないにしても、徐々に増加して、他の一般歳出を侵食していきます。

低金利で利払費が膨らまないことをいいことに国債を野放図に増やし続けてきた結果です。国の財政は日銀の低金利政策により、かろうじて維持できているといってもいいのです。

(2) 日銀

また、その国家財政を裏で支え続けた日銀はさらに大変です。金利上昇は日銀の貸借対照表の資産、負債両面に打撃を与えます。

まず、負債側の当座預金です。この当座預金の金利は金融情勢に応じて変動します。現在は一部にマイナス金利を適用している部分もありますが、ほぼゼロ金利です。金融が正常化して、金利が上昇すれば、この当座預金にも利息を付けなければなりません。

一方、資産面では、異次元の金融緩和で国債を大量に購入した結果、日銀が保有する国債の残高は国債残高の約半分の500兆円を超えます。ここで金利が上昇すると、過去に発行した低金利の国債の価格は下落し、時価で評価すると評価損が発生します。ただ、日銀の国債所有は満期保有目的で取得原価で評価しますから、会計上、評価損は発生しません。しかし、会計上は表面化しなくても、世間は実態上の評価損を計算し、実質の自己資本を計算することになるでしょう。

(3) 変動金利の住宅ローンを抱える個人(まさに西田です(;_:_))

近年、首都圏のマンションを中心に住宅価格は高騰を続け、年収対比では合理的とはいえない価格まで上昇してきました。その価格を支えてきたのは低金利の住宅ローンです。多くの住宅ローン利用者は当面の金利の低さにつられ、しかも低金利が継続することを前提に、目一杯の住宅ローンを変動金利で借り入れています。それだけに、金利が上昇したときには、賃金がそれに見合っていないと上昇していなければ、返済に窮することになります。

また、金利上昇はローン利用者の減少を招きますから、住宅価格の下落も予想されます。住宅価格の下落は、かつてのバブル崩壊を連想させるように、経済全体に大きな影響を与えることは必至です。

このように日本経済は金利上昇に極めて脆弱な体質になってしまっていますから、日銀は可能な限り金融緩和姿勢を維持したいと考えているのだと思われます。当面、低金利を続けることはできるでしょうが、永遠に続けることはできません。日銀の思惑通り、「好循環のインフレ」が到来して金利が上昇すればいいのですが、そうではなく、日銀の意図とは別に、やむをえず金利上昇に追い込まれる事態がくれば危険です。

☆ スポットバイトの課税と労働管理等(雇用した会社側の視点から)

◆ 雇用側・労働側双方に魅力ありの形態か？

時代を映す鏡ともいわれるテレビ広告で、最近、“スキ間時間に単発で働こう！”といった雇用の形をよく目にします。雇う側では、“忙しい時にだけ単発でほしい働き手を、長期雇用責任の縛りなく、確保できる”から、一方の働く側では、“働きたいときだけ、履歴書を提出する採用面接を受けずに働けるし、給料もすぐに受け取れる”からといった理由が背景にあるようです。

単発とはいえ、労働者を雇う以上、雇用側では、給与の源泉所得税の事務手続きと労働管理の取り扱いが発生します。

◆ 源泉徴収と年末調整、消費税

人材派遣の場合は、派遣される人の給与や労働管理は派遣元の会社が行います。派遣を受ける方(=働いてもらう会社)は派遣会社に外注費+消費税を支払うだけとなります。一方、スポットバイトの場合は、働いてくれる人とは労働契約を結び、給与を直接支払います。紹介(仲介)会社へは紹介料+消費税を支払います。給与の支払いも労働管理も雇い入れ側が行います。

給与の支払いは時給もしくは日給で労働日ごとに支払われます(=日雇い賃金)ので、源泉徴収票は「丙欄」の適用となります。そのため、日額が9,300円以上の支払いから源泉所得税を差し引いて支給することになります。

スポットバイトはそもそも短期の雇用で継続性を前提としていません。そのため、2か月を超えたらその時点から正式雇用に移り替えて甲欄または乙欄適用に移り替えることや年末調整の対象となるといったことは、まずは考慮しなくて構いません。

◆ 社会保険と労働保険の適用

2ヶ月を超えない短期労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象外です。そのため、社会保険の手続きは不要です。

スキマバイトは労働者ですので、雇用側での労務管理が必要です。正規に勤務先を持っていて副業として働いている場合など、それぞれの事業場の労働時間を通算して管理しなければなりません。また、仲介会社が2社以上の場合にはさらに複雑となります。雇う側は、やらなければならない業務やリスクを把握し、働く人が安心・安全に働けるよう労務管理を徹底しなければなりません。こうなるともう、専門家(社会保険労務士)にサポートしてもらった方がいいかもしれません。